

## 第1回 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会議事録

日時：平成23年2月16日 9時30分～11時30分

場所：宇部市消防本部 3階会議室

○杉野事務局長 それでは、少し早うございますけども、全員がおそろいでございますので、ただいまから第1回宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会を開催いたしたいと思っております。

本日は、御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。なお、山陽小野田市消防長の松野委員は入院中でございますので、本日は欠席となっております。

私は、本日の司会進行をさせていただきます事務局の杉野と申します。よろしくお願いいたします。

皆様方には、事前に御了解いただきたいのですが、きょう議決の案件にかかわる部分で、会議の運営に関する規程それから会議の傍聴に関する規程につきましては、会議運営上、事前に適用することになりますので御了解いただきたいと思っております。したがって、会議は原則公開で行うこととしておりますので、傍聴及び報道機関の取材を許可しております。どうぞ御了解をお願いいたします。

さて、本日の会議はお手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会長及び副会長があいさつを申し述べます。

なお、会長、副会長につきましては、昨年の12月22日に宇部市議会及び山陽小野田市議会において、本消防広域化協議会の設置議案が可決され、これを受け、両市長が協議会の設置の協議をいたし、会長に宇部市長、副会長に山陽小野田市長ということが決まっております。

それでは、最初に会長の久保田宇部市長があいさつを申し述べます。会長よろしくお願いいたします。

○久保田会長 皆様おはようございます。宇部市長の久保田でございます。そしてこの協議会の会長を拝命しております。協議会開催に先立ちまして一言皆様に御報告をさせていただきたいと思っております。

去る2月6日から本市常盤公園で発生をいたしました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、きょう御出席いただいております山口県総務部の防災危機管理課長、坂本課長さんきょうアドバイザーで御出席いただいておりますが、山口県の皆様そしてまた本日、副会長として御出席いただいております山陽小野田市の白井市長さん初め関係の皆様には大変な御理解と御協力を賜りまして、まことにありがとうございました。

今、一定の感染拡大の取り組み、防疫作業が一段落したところでございますが、まだまだ予断を許さない状況でございます。H5N1という強毒性のタイプの菌が当初のキンクロハジロですね、野鳥から検出をされております。この菌が蔓延をしているという最悪の事態を想定して厳戒体制をしいておりますので、まだまだいろいろなことで皆様方にまた御支援をお願いすることがあると思っておりますが、どうぞ引き続いてよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1回宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の開催に当たりましてごあいさつをさせていただきます。

まず、このたび委員に御就任をいただきました皆様、大変御多忙の中この就任をいただきましてまことにありがとうございます。そして、また、本日アドバイザーとして坂本課長さんに御出席をいただきましてありがとうございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

さて、宇部市と山陽小野田市の消防広域化については、一昨年(2019年)の11月に検討委員会を設置いたしまして、約1年をかけて広域化の課題などについて検討を進めてまいりました。この検討において、消防広域化が両市の市民にとって十分にメリットがり、また課題調整のめども立ちましたので、両市において12月市議会で協議会設置の議案を提出いたしまして、それぞれ可決をされたものでございます。

そしてその結果、本年1月4日に、議員また市民の代表そして消防団長などをメンバーに加えた宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会を設置し、本格的に協議を行うことになり、本日、めでたく第1回目の協議会の開催させていただき運びになりました。本当この間、皆様に御協力いただきましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。

そしてこの消防広域化協議会におきましては、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な事項などを定める広域消防運営計画の作成という大変大きな役割をになっているところでございます。市民の立場に立って、市民の皆様が理解し納得していただける計画を策定し、両市民の安全・安心を将来にわたって確保できるように、そのような消防体制を確立していかなければならないと考えております。

これから本当に大変な作業になると思いますが、御出席の皆様方の御理解と御支援を賜りまして、円滑に進められますようによろしく願い申し上げたいと思います。そして、当然のことではございますが、協議の過程におきましては、どうぞ遠慮なく御自由に御意見を出していただければと、そのようによろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、どうぞ本日は、よろしく願い申し上げます。

○**杉野事務局長** ありがとうございます。引き続きまして、副会長の白井山陽小野田市長がごあいさつを申し上げます。副会長よろしく願い申し上げます。

○**白井副会長** 皆さんおはようございます。副会長は会長を補佐するということは当然ですが、事故があったときには会長を代理すると。それ以外は皆さん方と同じ一委員として協議に参加し採決に加わると、こういうことになっておりますので。そうすると山陽小野田側に1人多く出るのかなという感じもしますが、どうぞよろしく願いします。

そしてもう一つ、私は市長になる前は弁護士でした。ですからこの協議会には弁護士が1人参加しているということで、多少お役に立ちたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

○**杉野事務局長** ありがとうございます。続きまして、県からオブザーバーとしてお招きしました山口県総務部坂本防災危機管理課長様からごあいさつをお願いいたします。よろしく願いします。

○**坂本山口県防災危機管理課長** 今、御紹介いただきました県の総務部防災危機管理課長の坂本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは会議の冒頭、少しあいさつをさせていただきたいと思います。

本日、宇部市・山陽小野田市の消防広域化協議会の第1回となりますということでございます。先ほど久保田市長さんのほうから先般、鳥インフルエンザのお話ございました。少し私の方からお話をさせていただけたらと思っております。

先週の9日の夜、久保田市長さんの方から、鳥インフルエンザの蔓延防止ということで、常盤公園のハクチョウ類の捕獲処分という大変重い苦渋の決断をされたということでございます。県の方には久保田市長さんの方からの知事への要請という部分もございまして、直ちに宇部県民局等で現地支援室というのを立ち上げました。さらに、県の方から県警の機動隊にも出動要請を行いまして、9日夜から11日まで3日間にわたって、市長さんを初め多くの宇部市の職員の皆さん、そして消防職員の皆さんもいらっしやいましてともに、県の職員も懸命に大変つらい作業ではございましたけれども、捕獲等の作業に当たったところであります。そうした結果で短期間で防疫作業が、防疫作業といえますか、捕獲等の作業が完了することができたというふうに考えております。また、引き続き、常盤公園での再発防止それから蔓延防止対策、県としても万全を期していきたいというふうに思っております。

さて、消防の広域化につきまして今回第1回ということでございます。先ほどお話ございましたように、約1年かけて検討委員会で精力的な議論が行われたということでございます。これも久保田宇部市長さん、それから白井山陽小野田市長さん、両市長さんの強力なリーダーシップがあったからこそだと思っております。

そうしたことで、県内初めての消防広域化の協議会の設立に至ったところであります。これまでの多くの皆様の御尽力に心から敬意を表したいと思えます。

申し上げるまでもなく消防の広域化は、皆様御承知のとおり今からは人口減少、少子高齢化それから災害も最近は多様化し、また大規模化するというような消防を取り巻く環境は非常に変わってきております。そこで消防本部の組織を拡大いたしまして、いろんなスケールメリットの構築化していこうということで、いろいろメリットございます。消防体制の強化であるとか、部隊組織の広域的派遣とか、いろんな消防体制の充実強化を図って、住民サービスの一層の向上を図っていこうというものであります。

この広域協議会でこうした点を踏まえて、宇部市・山陽小野田市両市の広域化後の円滑な運営を確保する計画の策定、それから広域消防の組織自体のあり方というような、これから10年後、20年後を見据えた、この地域でのあるべき消防の姿というものの構築を目指していろいろ審議が行われるものというふうに思っております。

県といたしましても、この協議会においてさらなる消防体制の強化、それから住民サービスの向上を図れるように広域消防の運営に関する調査研究、必要な情報提供等できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、そのためにも県庁内の関係課とも連携体制を既に構築をいたしております。

どうか委員の皆さんにおかれましては、宇部市・山陽小野田市両市の平成24年4月広域化の実現に向けまして、これから活発な御議論をいただきますように御期待申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉野事務局長 ありがとうございます。続きまして、協議会委員の委嘱状の交付を行います。

時間の都合上、議員、有権者、消防団関係の委員のみ会長から交付をさせていただきます。

なお、両市の常勤職員の委員の方は先にお配りしておりますので交付にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

久保田市長さんよろしくお願いいたします。

[以下、各委員に委嘱状交付]

○杉野事務局長 ありがとうございます。続きまして、委員各位それから事務局職員の紹介をさせていただきます。

それでは、皆様方には次第の裏の名簿をごらんいただきたいと思います。この名簿の上の方から順に御紹介をさせていただきたいと思っております。席順とは異なりますが御了解をいただきたいと思います。御紹介させていただきます。

[以下、各委員、事務局職員紹介]

○杉野事務局長 私、事務局長をさせていただきます杉野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りますが、まず、お手元の資料の確認を行いたいと思っております。本日の次第と裏に出席者名簿の記載があるものが1枚、それから席次が1枚ございます。それから資料が1それから2、3の3冊でございます。その他宇部市及び山陽小野田市の消防年報が各1冊となっております。御確認ください。よろしゅうございましょうか。足りないものがあつたら挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。

次に、議事の進行ですが、報告第3号にもなっておりますが、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第10条第2項により、会長は会議の議長となります。また、議事録作成の関係で質問等発言される時は挙手をされ、氏名を先に発言くださるようお願いいたします。なお、挙手をされますと係員がマイクをお持ちしますので、マイクを持って御発言くださるようよろしくお願いいたします。

それでは会長、議事の進行よろしくお願いいたします。

○久保田会長 それでは規約によりまして議長を務めさせていただきます。

最初に、議事1の報告事項に入ります。報告1号から8号まで、大変多くありますが、一括して事務局の方から報告をお願いいたします。

○山本事務局員 それでは、事務局の方から報告案件8件ほど一括して御説明いたしたいと思っております。お手元の第1回宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会資料1の1ページをお開きください。

報告第1号経過報告について御説明させていただきます。座ったままで御説明させていただきます。

協議会設置までの経過でございますが、上段の方に現在の消防を取り巻く背景といたしまして、近年の災害の大規模化や住民ニーズの多様化による消防需要の拡大、また、小規模消防本部は職員数や財政規模が小さく、大規模災害等への対応に限界、また、将来人口の減少に伴う職員数の

減少が懸念されることなどがありまして、これを受けまして、消防広域化の推進といたしまして、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政上の強化を図るため、消防広域の推進を決定いたしましたというところがございます。平成18年の6月に消防組織法の一部が改正されまして、7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。

平成19年3月には山口県が市町村の消防の広域化を推進するための基本方針を示され、これにつきましては、山口県の目指す方向性、推進の方策を規定されております。

続きまして、平成20年5月に山口県消防広域化推進計画が示され、県内4消防本部の組み合わせが示されました。

続きまして、平成21年3月に山口県の市長会におきまして、消防広域化の対象となる市町の組み合わせということで、県の4消防本部案の対案といたしまして、県内7消防本部案の組み合わせが示されました。

同年4月に山口県は消防広域化の今後の取り組みということで、山口県市長会の7消防本部の組み合わせを尊重するということになりまして、宇部市・山陽小野田市消防本部の広域化の検討がスタートしたわけでございます。

同年11月から宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会が設置されまして、宇部市・山陽小野田市の消防広域化のメリット、基本方針等を検討いたしまして、約1年をかけまして検討委員会6回を開催いたしております。

平成22年6月には消防広域化セミナーを総務省消防庁主催で開催いたしております。同年11月に、検討委員会終了とともに、宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会報告書を公表いたしております。同年12月に宇部市・山陽小野田市12月定例市議会におきまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会設置議案が可決されました。平成23年1月には宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会が設置されております。

なお、それぞれの消防組織法の改正等基本指針、方針、計画等につきましては、資料の2に示してございますので、資料の2につきましては御参考としていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号でございますが、宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会報告書という資料3をお手元のほうでお出しいただきたいと思います。

報告第2号宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会報告書について報告いたします。ただいま申しました別冊の資料3の表紙2面の目次をお開きください。これにつきましては、平成21年11月20日から平成22年11月15日の間で6回、宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会を開催いたしまして、この検討した結果を報告書として作成いたしましたものでございます。

概要のみの御報告とさせていただきます。

まず、目次のほうでございますが、はじめにいうことございまして、消防の広域化の経緯に触れております。続いて、1といたしまして、消防を取り巻く状況といたしまして、人口の減少と高齢化の進行、財政運営の状況、消防救急無線のデジタル化、2といたしまして、消防に関する現況として消防力の現状、消防活動の状況を記載いたしております。

続きまして、6ページをお開きくださいませ。6ページの下の段でございますが、3といたし

まして、宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会についてとあります。（１）に設置経緯を記載しております。続いて、７ページのほうに（２）検討委員会の構成メンバーを記載しております。

４といたしまして、検討委員会検討事項として広域化のメリット６項目を挙げております。アといたしまして、災害発生時における初動態勢の強化ということで、市境界付近の同時出動が可能となり、消防力の増強が図られる等のことから、初動態勢は強化されるというメリットを挙げております。

続きまして、８ページをお開きくださいませ。イといたしまして、本部地の統合等の効率化による現場活動要員の増強でございますが、本部事務職員、通信指令員の効率化により、現場活動要員の増強が可能であるというメリットを挙げております。

ウといたしまして、統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用でございますが、広域化により指揮命令系統の一元化が図られることによる効果的な部隊運用が可能であるとメリットを挙げてございます。

エといたしまして、救急業務及び予防業務の高度化及び専門家ということでございますが、救急救命士の運用が容易になるとともに、予防体制の専従化により、高度化及び専門化が実施しやすくなるというメリットを挙げております。

オといたしまして、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備ということでございますが、特殊消防資機材の重複投資が防止され、高度な資機材の整備に結びつくということから、計画的かつ効果的な整備が可能となるというメリットを挙げております。

カといたしまして、消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮ということでございますが、市境界付近での管轄区域の見直しにより、現場到着時間が短縮できるというメリットを挙げております。

９ページでございますが、上段でございます。広域化のメリットのまとめといたしまして、初動態勢の強化、現場活動要員の増強、現場到着時間の短縮は、市民の安全・安心を守ることに大きなメリットが期待できる。さらに、消防救急無線デジタル化、高機能通信指令システムの整備には多額の経費削減が期待できるという検討結果となっております。

続きまして（２）の基本方式基本の検討でございますが、広域化の方式の結果といたしましては、一部事務組合方式が望ましいということでございます。

イといたしましては、広域化の開始スケジュールでございますが、平成２４年４月１日の広域化を目指すということでございます。

ウといたしまして、消防本部の位置につきましては、宇部市消防本部が望ましいということでございます。

続いて１０ページでございますが、消防本部の名称につきましては、宇部・山陽小野田消防本部（消防局）が妥当と考えるということでございます。

（３）番、消防広域化の課題の検討といたしまして１１項目の検討を行っております。管理部門の調整方針として９項目の検討を行っております。職員の身分、職員の給料、職員数、職員の福利厚生、経費負担割合、財産の取り扱い、１１ページになりますが、宇部市・山陽小野田市消

防組合の運営方法、システムの関係、市内ネットワーク、消防部門の調整方針として3項目でございますが、市防災部局との連携、市消防団との連携、消防通信指令システムの統合及び運用、以上の項目を検討いたしております。

最後に、まとめといたしまして、今後、この宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会の基本方針及び課題の検討案をもとに、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会を設立し、平成24年4月1日の消防広域化を目指すというふうに検討委員会の報告書はつくっております。

続きまして、資料1のほうでございますが、戻っていただきまして2ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第3号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の規約についてでございます。

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約を定めまして御報告いたします。なお、本来なら内容につきましては全文を読んで御説明すべきところではございますが、時間の都合上、概要の説明とさせていただきますと思っております。

第1条につきましては協議会の設置ということで、消防組織法第34条第1項及び地方自治法第252条の2第1項の規定により協議会を設置するというふうになっております。

第2条といたしましては協議会の担任する事務といたしまして、広域消防運営計画の作成及びこれに附帯する事務を行うということになっております。

第3条につきましては事務所の位置でございます。

第4条、組織については、会長、委員20人で組織するというふうになっております。

第5条につきましては会長、第6条につきましては副会長がそれぞれ定まっております。

第7条の委員につきましては、人数及び当該人数の2市における配分については、2市の長が協議して定めるというふうになっております。

第8条、協議会の会議についてでございます。協議会の会議は広域消防運営計画の作成に関する事項及びこれに附帯する事項を決定するというふうになっております。

第9条は会議の招集でございます。

続いて3ページでございますが、第10条、会議の運営でございます。

第11条、専門部会でございます。第2条の協議会の担任する事務を専門的に協議し、または調整するため、協議会専門部会を置くということになっております。

第12条につきましては事務局でございます。

第13条につきましては経費の負担でございます。協議会に要する経費は2市の長が協議の上、2市がそれぞれ負担するというふうになっております。

第14条、附帯に関する事項でございます。

第15条、監査でございます。監査につきましては、協議会の出納監査は2市の監査委員各1人に委嘱して行うというふうになっております。

第16条、報酬及び費用弁償でございます。

第17条、協議会開催の場合の措置でございます。

第18条、附則でございます。

なお、この規約につきましては告示の日から施行することとなっておりますが、告示日につき

ましては平成23年1月4日となっております。

なお、この規約につきましては、宇部市・山陽小野田市の議会に協議会設置のための議案が提出されたときの添付書類として提出されたものでございます。

続きまして、4ページをお開きくださいませ。

次に、報告第4号宇部市・山陽小野田市の長の協議書について御報告いたします。

宇部市・山陽小野田市消防協議会規約に関する協議書を定めましたので、これも概要説明とさせていただきますと思います。なお、この協議書につきましては、協議会規約のうち、両市市長が協議し定める事項について取り決めをしたものでございます。

1といたしまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の会長及び副会長、2といたしまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の委員の人数及び学識経験者並びに2市の職員の委員といたしまして市議会議員4人、学識経験者4人、2市の職員10人、合計20人ということでございます。3といたしまして、事務局の事務に従事する職員ということになっております。

5ページでございますが、4といたしまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会に要する経費の負担ということで、2分の1ずつ負担するということになっております。

5といたしまして、会議に出席した方の報償費でございます。

6といたしまして、委員の公務災害補償に関する事項でございますが、委員につきましては、宇部市の制度を準用するということになっております。また、経費につきましては、2市が4に定めた負担割合により負担するということになっております。職員にあっては、それぞれの団体の制度による公務災害補償の適用を受けるということになっております。

7といたしまして内容の変更、8といたしまして協議書の効力ということになっております。

なお、この協議書の日付につきましては、平成22年12月24日というふうになっております。

続きまして6ページでございますが、6ページにつきましては、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の組織図ということで、協議会、専門部会、事務局の組織になっております。

7ページでございますが、こちらは協議会の会長、委員の名簿となっておりますが、委員の下の段のところに監査委員がおります。宇部市監査委員、井本英文様、山陽小野田市監査委員、白川英夫様、両2名につきましては既に委嘱をお願いしているところでございます。

続きまして8ページでございます。報告第5号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会専門部会規程についてでございます。宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第11条第2項の規定によりまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会専門部会規程を定めましたので御報告いたします。これも概要の説明とさせていただきます。

第1条につきましては趣旨です。

第2条につきましては、所掌事務といたしまして、広域消防運営計画の作成に関する事項及びそれに附帯する事項について、専門的に協議または調整するものとなっております。

3条といたしまして属する組織でございます。専門部会の名称、協議事項及び委員は別表のとおりとするというふうになっておりまして、9ページの別表がございまして、専門部会につきましては、総務部会、警防部会、予防部会、通信部会の4つの部会で協議していくということになっ



ております。

それから、戻って8ページでございますが、第4条、会議についてでございます。第5条は報告についてでございます。第6条が庶務について、第7条が運営でございます。

なお、この規程につきましては平成23年1月4日からの施行でございます。

続きまして10ページでございますが、ただいま説明いたしました4つの部会の各委員の名簿でございます。なお、名簿の中でございますが、二重丸の委員につきましてはその部会の部会長、三角の委員につきましてはその部会の副部会長ということでございますので、御説明しておきます。

続きまして報告第6号でございますが、宇部市・山陽小野田市消防広域化事務局規程についてでございます。

資料1の11ページをお開きくださいませ。宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第12条第2項の規定によりまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会事務局規程を定めましたので報告いたします。これにつきましても概要の説明とさせていただきます。

第1条につきましては趣旨でございます。

第2条といたしまして所掌事務といたしまして、事務局につきましては、協議会の会議に関すること、協議会の協議資料の作成に関すること、協議会の庶務に関すること、専門部会に関すること、その他協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項ということで定めております。

第3条につきましては職員についてでございます。

第4条については職員の職務についてでございます。

第5条は職務権限でございますが、宇部市職務権限規程の規定を準用するというふうになっております。

第6条は文書の取り扱いでございますが、宇部市文書取扱規程を準用するというふうになっております。

第7条は公印の取り扱いでございますが、協議会長及び事務局長の印について定めております。内容につきましては別表のとおりとなっております。

続いて12ページでございますが、第8条、職員の服務及び勤務条件でございますが、職員の勤務条件等につきましては、それぞれの職員が属する市の例によるというふうになっております。職員の勤務時間及び休憩時間につきましては宇部市の例によるものということになっております。

第9条、職員の給与等につきましては、それぞれの職員が属する市が支給するというふうになっております。旅費につきましては、宇部市の職員等の旅費に関する条例の規定により算出し、協議会予算において支給するというふうでございます。

第10条は委任でございます。

なお、この規程につきましても平成23年1月4日から施行するというふうになっております。

続きまして報告第7号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会財務規程についてでございます。

資料の1の13ページをお開きくださいませ。宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第14条の規定により、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会財務規程を定めましたので御報告させていただきます。これにつきましても概要の説明とさせていただきます。

第1条につきましては趣旨でございます。

第2条につきましては歳入歳出予算でございます。協議会の予算は宇部市及び山陽小野田市の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出するということになっております。

第3条、予算の補正、第4条、出納及び現金の保管、第5条、協議会の出納、第6条、収入及び支出の手続、第7条、決算等、第8条はその他ということになっております。

なお、この規程につきましては平成23年1月4日から施行するということになっております。

なお、平成22年度につきましては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのを、「第1回のと読みかえるものとする」となっております。

続きまして報告第8号でございますが、お手元の資料の14ページをお開きくださいませ。

報告第8号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会委員等の報酬及び費用弁償並びに支給方法に関する規程でございます。

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第16条第2項の規定によりまして、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会委員等の報酬及び費用弁償並びに支給方法に関する規程を定めましたので御報告いたします。これにつきましても概要の説明とさせていただきます。

第1条につきましては趣旨でございます。

第2条は報酬の額でございますが、協議会の委員等の報酬は山陽小野田市の例による。ただし、宇部市、山陽小野田市の常勤職員については、これを支給しないとなっております。山陽小野田市の例でございますが、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例に基づきまして、日額を当分の間1,000円とするというふうになっておりますので1,000円ということでございます。

第3条につきましては費用弁償及び支払いの方法でございます。

第4条はその他でございます。

なお、この規程も平成23年1月4日からの施行となっております。

以上、1号から8号まで、簡単ではございますが御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○久保田会長 それでは、ただいま報告第1号から第8号まで説明がありましたが、御質問については一つずつ承りたいと思っておりますので、まず最初に、報告第1号の経過報告について御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、次に報告第2号宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会報告書について御質問等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、次に報告第3号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約について御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは特にないということで、次に報告第4号宇部市・山陽小野田市の長の協議書について御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、次に報告第5号宇部市・山陽小野田市消防広域化専門部会規程について御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それではないようですので、次に報告第6号宇部市・山陽小野田市消防広域化事務局規程について御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは特にないということで、報告第7号宇部市・山陽小野田市消防広域化財務規程について御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 特にないようでしたら、次に報告第8号宇部市・山陽小野田市消防広域化委員等の報酬及び費用弁償並びに支給方法に関する規程について御質問等がございましたらお願いいたします。特にございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、報告第1号から8号まで特に御質問等はないということで、次に進めさせていただきます。

それでは、次に議事の2の議案に進みます。

まず、議案第1号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議運営規程（案）について審議をしていただきたいと思います。

それでは、事務局から提案をしてください。

○山下事務局長補佐 事務局長補佐の山下と申します。それでは、議案第1号の宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議運営規程（案）について御説明申し上げます。恐れ入ります着座のまままで説明させていただきます。なお、時間の都合上、簡潔に説明させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

まず、第1条で、本規程は宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第10条第4項に基づき協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条でございますが、協議会の会議の基本方針として、会議は原則、公開にすることとを定めております。

それから第3条でございます。議長の責務を定めております。

それから第4条におきまして、会議の開会及び閉会を定めております。

それから第5条で、会議は傍聴することができるということを定めております。

それから第6条でございますが、会議録の調製等ということでございますが、会議録の内容及び保管に関することを定めております。

それから第7条でございます。会議録の公開を定めております。原則、会議録については公開することとしておりますが、公開の方法につきましては、ホームページにより行うこととしております。

第8条につきましては規律について定めております。

以上、簡単ではございますが、協議会会議運営規程の（案）の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○久保田会長 それでは、ただいま提案説明をさせていただきましたが、本件について御質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは特に質疑がないようですので、質疑はこれをもって終わらせていただき、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認をされました。

次に、議案第2号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議傍聴規程（案）について審議をしていただきたいと思います。

事務局から提案をしてください。

○山下事務局長補佐 それでは引き続き、議案第2号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議傍聴規程（案）について御説明申し上げます。

本規程は、先ほどの消防広域化協議会運営規程第5条第2項を受けまして、協議会の会議の傍聴に関する必要な事項を定めたものでありますが、その趣旨につきまして第1条に定めております。

第2条につきましては傍聴人の定員、それから第3条で傍聴する場合の手続を定めております。続きまして、第4条で傍聴席の指定について定めております。

第5条で傍聴席に入ることのできない者として6項目ほど定めております。

それから第6条で傍聴人の遵守事項として7項目ほど定めております。

それから第7条では傍聴人の禁止事項についてそれぞれ定めております。

それから第8条におきまして傍聴人への職員の指示について定めております。

第9条で会議を非公開にする場合の退場について定めております。

最後に第10条でございますが、傍聴人の違反に対する措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、協議会の会議傍聴規程（案）について説明を終わらせていただきます。

○久保田会長 ただいま提案説明がございましたが、本件につきまして御質疑等がございましたらお願ひをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 特に質疑がないようですので、質疑はこれをもって終わらせていただき、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認をされ

ました。

では、続きまして、議案第3号平成22年度、23年度事業計画（案）について審議をしていただきたいと思ひます。

事務局から事業計画を説明してください。

○山下事務局長補佐 恐れ入ります。議案第3号に入ります前に、先ほどの2つの規程でございますが、附則のところに規程の施行日が記載してありません。したがひまして、今御承認いただきましたが、恐れ入りますが本日付をもって施行とさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

○久保田会長 15ページの附則、この規程は平成23年2月16日からの施行とする。また16ページの、この規程は平成23年2月16日から施行するというひことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 はい。それでは確認をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

それじゃ事務局から議案第3号の説明をお願ひいたします。

○山下事務局長補佐 それでは、議案第3号の平成22年度、23年度の事業計画（案）について御説明申し上げます。

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会は、協議会規約第2条の規定する事務、第2条とひいしますと、協議会は広域消防運営計画の作成及びこれに附帯する事務を行うとなっております。この事務を行うために次の事業を行うこととしております。

まず、1つ目は会議の開催でございます。協議会につきましては、この2月から23年度の10月まで8回程度予定をしております。ほぼ毎月1回程度開催することとなります。また専門部会、これは総務部会、警防部会、予防部会、通信部会がございますが、これについても随時開催することといたしております。

続きまして、2番目といたしまして、先進地視察の実施でございます。平成22年度は、兵庫県の北播磨3市1町消防広域化協議会と滋賀県の湖北地域消防本部を予定しております。北播磨3市1町は、平成23年4月1日を組合設置と予定しておられるため、非常に参考になると考えております。視察日時につきましては、今月の24日と25日を予定しております。事務局1名と宇部市消防本部の総務課1名がそちらのほうに視察に伺う予定にしております。

それから、続いて平成23年度でございますが、富山県の砺波地域広域消防運営協議会を予定をいたしてしております。こちらにつきましても、平成23年4月1日に消防組合を設置するという予定をしておられるようでございます。そのほか、もう1カ所消防組合の視察を予定をいたしてしております。

それから、3番目といたしまして、広報活動の実施ということでございます。ホームページによる情報発信と意見の募集を実施したいと考えております。それから、両市の広報紙による掲載を行うことといたしてしております。その他といたしまして、地元のFM局を活用して広報等を実施したいと考えております。

4番目といたしまして、その他必要な事項として、国あるいは県との連絡調整を積極的に行いたいと思ひます。それから、各種関係団体との情報交換等の連絡調整も行ってまいりたいと考え

ております。

先ほど説明いたしました広報紙の掲載でございますが、11月と3月を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成22、23年度の事業計画（案）についての御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○久保田会長 ただいま事務局からの説明がありましたが、本件につきまして御質疑等がございましたらお願いいたします。

○白井委員 先進地視察の実施ですが、視察のポイントはどのあたりでしょうか。

○山下事務局長補佐 視察のポイントは、消防組合の設置をしたときの運営の仕方でございます。私ども、両市ともこういった消防組合というものは初めてでございますので、そこが一番ポイントにしております。

○久保田会長 よろしいですか。江本委員どうぞ。

○江本(郁)委員 せっかく視察をされるということで、1カ所ほど予定ということで具体的なところが書いてございませんけれども、やはりこの地域独特の石油コンビナートを背景とした広域ということがございますね。そのあたりについて、ですから、やはり類似のようなところで検討されているようなところの運営について、そういう場所があるかどうかよくわかりませんが、あれば、類似の地域の運営について視察などぜひ御検討を願えればと。これは要望ですけど、お願いしておきたいと思いますが、そのあたり現在、そのあたり考えておられればお答えいただけたらと。

○久保田会長 事務局ありますか。はい、どうぞ。

○江本事務局員 今の御意見参考にさせていただきますけれども、今現在、いろいろ調べましたが、石油コンビナートを抱えて、近年、組合を設置した消防本部が、今のところはちょっと見当たりません。

今までいろいろ視察をしましたが、やはり組合の歴史の長いところは、いろいろなことを聞いても、もう既成事実としてやっているもので、その経緯経過がよくわからないというところがあり、できるだけ新しい組合消防に行きたいのですが、たまたまそういう石油コンビナートを抱えられたところが今の現在は見当たらないので、この辺は十分また調査をしまして、できるだけそういうことが勉強できるようなところを選びたいと思います。

○久保田会長 よろしゅうございますか。それでは、石油コンビナート、類似の消防組合の調査がこれまでの段階ではまだわからないと。もしかしたら私どもが第一というかモデルになるかもしれないと、そういうことも考えました。

それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○原野委員 原野清正です。事業計画の中で考えられておられるんだろうと思いますけれども、要は、小野田市と宇部市で市民がそれぞれ2つおられます、立場がありますし、消防行政と医療行政ですね、特に消防の中では、もちろん災害とかいう対応も大事なんですけど、日々の救急という面もございますので、両市が違うあるいは消防行政と医療行政が違う、あるいは医師会が小野田と宇部で違うという中で、そういったところの医療行政あるいは医師会とのいろんな調整なり連携がうまくいくようなそういった検討なりそういった場というのが、この事業計画の中でどう

なっているのかなというのが一つの意見です。

○久保田会長 今、原野委員の御質疑は、災害医療だけではなくて救急出動するということからいきますと、この救急についてはどうなるかと、そういうお尋ねですが、事務局ありますか。

○杉野事務局長 今、議案の中の事業計画の中に特にそういうものを盛り込んではおきませんが、今後検討いたします署・所の配置だとか、それから次のページの18ページ、いろんな消防の体制今から検討しなければいけない事項がたくさんございます。そうした中におきましては当然、医療という部分も当然救急活動出てきますので、それが救急隊等の動きであるとかそれから搬送についてはどうだとか、いろんなことが検討されて出てくると思いますので、そのあたりの中でそういう部分についても検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○久保田会長 よろしゅうございますか、原野委員さん。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれをもって終わらせていただき、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認をされました。

では、続きまして、議案第4号協議会調整項目（案）について審議をしていただきたいと思います。

事務局から協議会調整項目（案）を説明してください。

○山下事務局長補佐 それでは、議案第4号の協議会調整項目（案）について御説明申し上げます。

協議会調整項目といたしまして、まず、広域消防運営計画に定める事項として27項目、それから組合規約に規定する事項といたしまして12項目の計39項目を上げております。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、運営計画に関係する項目でございます。基本項目といたしまして、まず広域化の方式、それから広域化のスケジュール、それから消防本部の名称、消防本部の位置を上げております。

続きまして組織でございます。消防本部の組織、それから消防本部の権限、これは広域化後の本部あるいは署の権限を明確にするというところでございます。それから部隊の運用、それから指令センター、指令センターといいますと通信の運用、ソフト面に関することでございます。それから消防署の項目の中で署・所の配置、署・所の管轄区域、署・所の名称、勤務形態でございます。

それから、人事に関する事項といたしまして定員の配置、これは住民サービスを向上するための現場の充実というところを焦点としております。それから採用計画。

続きまして処遇でございます。処遇の中でまず1つ目といたしまして職員の身分、それから給与、これは諸手当も含まれます。それから福利厚生、最後は教育・訓練・研修でございます。

それから、施設整備の項目といたしましては消防施設等整備計画、それから通信指令システム、この通信指令システムにつきましては、いわゆる通信指令の統合と通信指令システムの整備あるいは無線のデジタル化などを示しております。

それから、経費でございますが経費負担、これは両市の負担割合のことについてでございます。

それから財産の取り扱い、現在市の所有している土地あるいは建物、車両等を、広域化後の消防本部がどう引き受けるかということでございます。

それから連携という項目の中で、まず1つ目は市防災国民保護担当部局との連携でございます。これは災害時におきまして、市と広域化した消防との連携をどうするかということでございます。それから、2つ目として市消防団との連携でございます。常備消防につきましては広域化するわけですが、消防団につきましては従来そのままということになりますので、そういった中での連携をどうするかということでございます。

それから消防協力団体の運営でございます。これは、現在あります防災協会あるいは危険物安全協会、それから少年消防と婦人防火クラブ等の今後の運営あるいは統合等についてを協議することにしております。

それから組合の運営でございます。1つ目は一部事務組合の運営についてでございます。それから2つ目はシステム関係についてでございます。

続きまして、組合規約関係の項目につきまして御説明いたします。まず、基本といたしましては組合の名称、続きまして組合の構成市、組合共同処理事務、組合事務所の位置でございます。

それから、議会につきましては議員の定数、配分、それから選挙の方法、それから任期、補欠選挙、議長及び副議長の選任方法等についてでございます。

それから最後に、執行機関でございますが、まず管理者及び副管理者について、それから執行機関の選任方法について、そして監査委員の選任等についてでございます。

以上が協議会において皆様方に協議そして決定をしていただく調整項目でございます。

簡単ではございますけど、協議会の調整項目の（案）について御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田会長 ただいま説明がございましたが、本件につきまして御質疑等がございましたらお願いいたします。重枝委員。

○重枝委員 重枝です。少し確認をさせていただきますが、これから月1回程度で協議会を開催されるということなので、現時点で、今お話のあった調整項目、大体の割り振りというかそういったものを既に考えていらっしゃるのか。それと先ほどの、さかのぼっての話になるのでちょっと申しわけないんですが、きょうは第1回目なんで資料をもらって持ち帰りをしてよく目を通せばいいんですが、今後、協議会月1回の開催に合わせて、それぞれの項目を事前配付していただいて、やはり入念にいろんな項目を見ておかないとなかなか質問も出しにくいと、そういうことがありますので、その辺も当然考えていらっしゃるのか、その点について確認をしたいと思います。

○久保田会長 じゃあ事務局。

○山下事務局長補佐 これから協議会を進めるに当たりまして、協議する事項につきましては、事前に提案をさせていただきます。そしてその次に、その提案をさせていただいた調整項目につい



て協議をして決定していただくということでございます。後ほど、スケジュールあるいは協議会の会議の運営についてということで、その内容について詳しく説明をさせていただきます。

以上でございます。

○重枝委員 わかりました。よろしいです。

○白井委員 委員の白井です。きょうの資料は全部事前配付ですか。

○山下事務局長補佐 いいえ、今日、配付させていただいております。

○白井委員 委員に委嘱してないので、しかし、後日委嘱状をお渡しするときに本物になりますということで、今の重枝委員の御指摘は最もだと思うんです。今後は、事前に資料の配布をよろしく願います。いいでしょうか。

○山下事務局長補佐 以後、事前に配付させていただきます。

○白井委員 それから今度は別の、18ページの右の欄外、「この協議等により」というのはちょっとあいまいだと思います。「協議会において」というふうに置きかえたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○山下事務局長補佐 今御指摘がありましたとおり「協議等により」ということを訂正をさせていただきます。「協議会において新たな調整項目が確定した場合に適宜項目を追加する」ということに訂正をさせていただきます。よろしく願います。

○久保田会長 今御意見がありました。今後、資料については必ず事前の配付をするということ。また、「協議等により」というのが18ページ、米印のところがございますが、ここを「協議会において」ということに修正をしていただくということでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。確認をいたしました。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは特に質疑がないようですので、質疑はこれをもって終わらせていただきます。採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。本件につきまして、今の修正の部分「協議会において」、これの修正をされたもので決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。それでは御異議なしと認めます。よって、この修正をされた案において承認をされました。

では、続きまして、議案第5号協議会スケジュール（案）について審議をしていただきたいと思っております。

事務局から協議会スケジュール（案）を説明してください。

○山下事務局長補佐 それでは、議案第5号の協議会のスケジュール（案）について御説明申し上げます。

12ページの表をごらんいただきたいと思っております。上段に協議会の開催予定を①、②という形で記載しております。この①、②というのが協議会の開催予定でございます。

それから、左のほうに調整項目を順次記載しております。ごらんになっていただいたらわかる

と思いますが、それぞれの調整項目を協議会においてまず提案をさせていただきます。そして、提案をして説明をいたしまして、次回の協議会において協議、決定をしていただくという形で協議会を進めることとなります。

この協議会を進めることによりまして、遅くとも8月の上旬には広域消防運営計画（案）を提案することとしております。そして、9月議会の前までに広域消防運営計画を協議、決定したいと考えております。

また、組合格約関係につきましても、7月に協議をいたしまして、8月上旬には規約等も決定をしたいと考えております。

これらを両市議会に提出いたしまして、9月市議会に提出いたしまして、組合設置議案の議決をいただき、10月に協議書を調印する。そして、県知事への設置許可申請の手続をとるというスケジュールとしております。

ごらんになっておわかりいただけると思いますが、非常に過密なスケジュールとなっておりますが、平成24年4月に広域化をスタートするためには、新体制へ移行するための予算編成を初め相当量の事務事業のすり合わせがございます。そういった期間と、さらには、財務会計あるいは人事給与などの新たなシステムを構築するための期間も必要となります。10月までの間で、非常に短い期間でございますけど、その中でこの協議会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、簡単ではございますけど、協議会のスケジュール（案）について御説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○久保田会長 説明がありましたが、本件につきまして質疑等ございましたらお願いいたします。

○吉永委員 吉永でございます。市議会関係でございますが、消防広域化検討委員会が6回開催された中で、8月の時点では市議会への報告が12月までで終了のようになっていたかと認識しております。11月15日の第6回において、最後の24年3月に報告という形で追加がされたように認識しておりますが、市議会関係へのこの報告内容についてお知らせいただけたら助かります。よろしく申し上げます。

○久保田会長 事務局お願いします。

○杉野事務局長 今回の御質問は、平成24年の3月の市議会への報告というものはどういうものがあるかということですが、今の段階で平成24年の3月には、既に組合の設置の議案がもう9月に可決されておまして、既に組合設置ということで4月1日ですので動いております。この3月の議会の報告といいますか、このときには新しい消防組合のまず各種の負担金であるとか予算であるとか、そういうものが上程されるはずになっております。ですから特にそのあたり、この協議会としてこの中で報告をするというような議案は今の段階では発生しないのではないかと考えております。

以上です。

○久保田会長 吉永委員よろしゅうございますか。

○吉永委員 よしとします。

○久保田会長 9月市議会で議決をされ、そして24年の新年度においては12月議会そして3月

議会とそれぞれ報告と、そして今御指摘された3月については新年度の予算ですね、この新消防の体制経費に関する両市の負担金等も今後決定されますので、そこでそれに基づく予算編成の計上をすると、そういうことをお諮りをしていくということを報告をするということだという、そういう説明をしてるということで、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは質疑はこれをもって終わらせていただき、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。本件は議案5号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会スケジュール(案)でございますが、これは原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認をされました。

では、続きまして、議案第6号平成22年度予算(案)について審議をしていただきたいと思います。

事務局から平成22年度予算(案)を説明してください。

○山下事務局長補佐 それでは、議案第6号の宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会平成22年度予算(案)について御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、両市からそれぞれ75万9,000円負担をしていただいております。合わせまして151万8,000円が歳入となります。

それから歳出でございますが、まず運営費といたしまして、その内訳といたしまして、11万4,000円を会議費としております。それから27万円を事務費といたしております。したがって、運営費全体で38万4,000円を計上いたしております。

それから事業推進費といたしまして、これは調査研究費になりますけど、108万4,000円ほど計上いたしております。内訳といたしましては、旅費が8万6,000円、それから委託料ということで99万8,000円ほど計上いたしております。そして予備費といたしまして5万円ほど計上いたしております。合計151万8,000円の歳出といたしております。

以上、簡単ではございますが、平成22年度予算(案)について御説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○久保田会長 説明が終わりました。本件につきまして御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 特に質疑がないようですので、質疑はこれをもって終わらせていただき、採決に入らせていただきます。(発言する者あり)吉永委員。

○吉永委員 先ほど御報告がありましたように、今月24日と25日にお二人で視察に行かれるということで、2カ所ですか行かれるんですね。それは、この8万6,000円でその旅費が賄えるという認識でよろしいですね。

○久保田会長 事務局。

○山下事務局長補佐 そのとおりでございます。

○久保田会長 兼広委員どうぞ。

○兼広委員 委託料の99万8,000円という、もうちょっと詳しく説明していただければと思いますが。

○久保田会長 事務局。

○江本事務局員 それでは説明します。広域消防運営計画等の作成支援業務の委託料は、今回の協議会の事務は、広域消防運営計画等それに附帯する事務ということで、この広域消防運営計画の作成支援と、それに附属する業務ということで、今後、両市の消防が一体になるときに各条例等の制定関係があります。条例、規則、規定等、もし組合となりますと、これらを各市から離れてすべてこちらの組合で作成するようになります。現在、洗い出しておりますけれども、条例、規則、規定、これが約150本程度あります。これらを全部新しく制定するのに、時間的制約や私たち今までそういうノウハウもありませんので、業者の方へ委託するものです。

それともう一つ、各事務の調整があります。いろんな事務調整がやらなければならないのですが、そういう事務調整のやり方であるとか、調整方法、そういうような支援をいただくということで、現在、株式会社ぎょうせいさんの方にこれを委託してやっていただくようにしております。

たまたま、株式会社ぎょうせいさんは、宇部市と山陽小野田市の法令の業務委託をやられております。両市の法令について大変詳しく、データもすべてお持ちだということです。当然、市の条例、規則、規定の改廃も全部入ってきますので、これらはぎょうせいさんを介しまして、市のほうと連携をとりながらやっていこうと思っております。

以上です。

○久保田会長 よろしゅうございますか。ほかに御質問はございませんか。

それでは改めまして、議案第6号宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会平成22年度予算(案)についてお諮りをいたします。原案のとおり御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認をされました。

それでは、次に進みたいと思います。それでは、次は協議事項の第1号に入らせていただきたいと思います。時間は11時少し前になっておりますので少し急がせていただきたいと思います。

それでは説明を事務局からお願いいたします。

○江本事務局員 それでは、協議第1号協議会の運営について、座ったまま御説明をさせていただきます。

この協議会の運営につきましては、先ほど議案第1号で出ました会議運営規程第9条に基づいて協議会の運営について定めているものでございます。最初に、会議の開催方法として、会議は原則として月1回とする。ただし、書いてありますように、4月は宇部市議会の議員選挙がありますために、4月は実施はいたしません。2番目に、会議の開催日時は、原則としてこの会議において次回の会議の開催日時を決定する。3、会議の会場は、原則として宇部市消防本部、山陽

小野田市消防本部の持ち回りとする。

次2番、事前提案の原則、先ほど重枝委員のほうから質問もありましたけども、各調整項目の協議については、原則として協議を行う会議の前の会議において事前提案をし、説明、質疑を行う。それを受けて次の会議で正式に協議をするということです。

3、会議録の作成。協議会の会議録はホームページに公開しますが、公開に当たっては発言者の氏名を公表するという事です。

4、傍聴者に対する資料提供の取り扱い。傍聴者には原則として会議次第のみ配布し、その他の資料は閲覧資料として置いておいてそれを閲覧していただくと、こういうことです。

その下に、協議会の協議フローということで事前提案、どういう形で事前提案をするかということフローでお示しをしております。

まず①で、会議に調整案について資料を提案して説明、質疑応答を受ける。それで②として、次の会議までにこの提案した調整案、A、B項目について各委員さんが十分資料等で検討をしておいていただき、第2回の協議会にこのA、B両項目を協議をしていただいて確認をする。例えばB項目は継続という可能性もございます。それは次回に回します。そしてまた新しい項目を提案して、次の3回のほうで協議をしていくと。以下、順次この繰り返しで行っていきましょと、こういうことであります。

また、先ほど副会長のほうからお話がありました資料の事前配付、これをこの協議会の運営、この中に盛り込みたいと思います。どちらかに盛り込みまして、次回の第2回の協議会の中で報告ということで新しくお示しをしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○久保田会長 協議会活動についての説明がありました。御質疑がございましたらお願いいたします。吉永委員。

○吉永委員 確認でございますが、3番目の会議録の作成ということで、ホームページに公開するとありますけれども、これはそれぞれの宇部市消防本部、山陽小野田市消防本部のホームページに公開するという認識でよろしいでしょうか。

○久保田会長 事務局お願いします。

○江本事務局員 そのとおりでございますが、今、協議会ホームページを立ち上げております。これは、宇部市のサーバーを使わせていただいておりますので、それに山陽小野田市さんからそこにリンクを張るという形で、宇部市の協議会ホームページに飛んでいくというような形になっております。今後も、この形をとらせていただきたいと思います。

○吉永委員 それでは要望というかお願いなんですけれども、この広域化協議会の会議録についての公開について、それぞれの市のほうにおいて、公開をこういう形でしておりますということを出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○久保田会長 事務局お願いします。

○江本事務局員 わかりました。そのような形で、市のほうとの関係もありますので、市の方と協議をいたしまして、できる形で載せたいと思います。

○久保田会長 白井委員。

○**白井委員** 委員の白井です。この21ページの左の上です。協議第1号とありますが、これは諮問第1号のことだと思います。15ページ、15ページの9条、この会議の運営に関し必要な事項は会長が決めると思います。会長が決めるに当たって協議会の皆さん方にお諮りしたいと、そういうことですから、協議会に決定権があるわけではありません。ですから諮問第1号です。よろしければそういう答申をすると、そして会長が決める、こういう仕組みになっております。

○**久保田会長** 今、白井委員のほうから提案されたのは、協議第1号という扱いではなく諮問という形が望ましいのではないかと。15ページの議案第1号の協議会会議運営規程の第9条、これによってそのような対応がよろしいのではないかとという御指摘ですが、事務局お願いします。

○**江本事務局員** 大変、勉強不足で大変申しわけございません。御指摘のとおりここは気をつけて、今回のほうは協議ということを経験と、こういうことにかえさせて、また今後、御報告のときにはそのように訂正した上で上げさせていただきます。

○**久保田会長** それでは、これは諮問第1号協議会会議の運営について、そのように修正をさせていただきたいと思いますが、白井委員さんそれで合法的、よろしゅうございますか。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。それではそのように修正をお願いしたいと思います。ほかに御質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**久保田会長** それでは、先ほど事務局のほうから資料に対する取り扱いを、このところに加筆をするということですが、今それは何か案がありますか。

○**江本事務局員** まず会議の開催方法の中に（4）として入れるか、今ちょうど当てはまるような項目がありませんので大きく5として入れるか、ちょっとこちらの方で検討をさせていただきたいと思います。

○**久保田会長** はい、わかりました。皆さんそういう形ではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**久保田会長** それでは御報告いたします。諮問第1号協議会会議の運営についてという形にいたします。そして、今御指摘された資料の事前配付については、第1の会議の開催方法の第4に入れるか、新たな大きな項目5に入れるか、事務局のほうに御一任をいただきたいと思います、そのようないずれにしても修正をそこに入れるという形にさせていただきたいと思います。

それで、そのような修正案について皆様のほうから、これ諮問ということですが一応お諮りするということではさせていただきたいと思いますが、この修正案のとおりということで御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**久保田会長** ありがとうございます。それではそのように修正をさせていただきたいと思います。それでは、協議事項については以上で終わらせていただきます。

次に、議事の4の提案事項に進みます。この提案事項が今まさに21ページの協議会協議フローで示されましたように、このたびのこの会で提案をされたことが次回の協議事項になるということではございますので、提案の第1号から第8号まででございますので、これは事務局が一括して説明をいたします。説明してください。

○江本事務局員 それでは、まず、提案事項について、1号から8号まで一括で御説明をさせていただきます。

まず、この提案は、先ほど御説明しましたとおり、検討委員会の中でその検討結果に基づきまして御提案をさせていただくものです。

まず、提案第1号広域化の方式、広域化の方式については、一部事務組合方式ということで御提案をさせていただきます。

資料の23ページを御覧ください。まず、1番として全国の消防本部の設置方法の状況ということで、今現在の消防本部の設置状況をこちらの方へ上げております。

まず、消防本部数が現在、全国で802消防本部ございます。その中で単独消防本部、単独というのは市町で単独で、その市町の消防を行なっている、単独消防本部が497、組合消防が305ほどあります。その組合消防のうち、広域連合という形をとっておられるところが20消防本部あります。その次に、その表の右のほうに移っていただいて、常備市町村というところの下に設置方法、単独、組合構成、事務委託というものがございしますが、その事務委託といえますのは、消防事務をほかの地方公共団体のほうに委託をしておる。自分のところが本来やらなければいけないんですがよそに委託をしておると、そういう市町村が125市町村あるということです。ですから、広域を行う広域化の方法としましては3つの方法があります。一部事務組合、複合事務組合もありますが、それと広域連合、それと事務委託という3つの方法があるわけです。

それです。次の資料の24ページをおあげください。一部事務組合、広域連合、事務委託方式の概要をこちらに文書のほうで載せさせていただいております。

まず1番、一部事務組合方式、一部事務組合は、地方自治法第284条第2項の規定に設けられる特別地方公共団体で、複数の普通地方公共団体や特別が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織ということになっております。

その下に2番で広域連合、広域連合は一部事務組合と同様に、地方自治法に基づく特別地方公共団体にある同法第284条第3項の規定により設けられますが、これはさまざまな広域行政需要に適切かつ効果的に対応するために、平成7年6月の地方自治法の改正により創設された制度ということで、この広域連合というのは新しゅうございます。これは一部事務組合、複合事務組合ではどうしても対応しきれないより広域的な行政について、広域連合という新しいものができたわけです。

ですから、当宇部市・山陽小野田市のように2つの地方公共団体で限られたエリアでやるというものについては、このような広域連合というのは少なくなります。

先ほど御説明しました全国で305組合消防があるそのうち20しか広域連合がないというのはこういう状況です。その広域連合も消防単独ではなくて、複数の事務を広域連合がやってらっしゃるところはあります。また、消防単独事務で広域連合をやられているところが1カ所だけ、愛知県の衣浦というところがやってらっしゃるんですが、ここは構成市が5市ということで、かなり大きなところなんです。管内人口も60万で大きな規模で広い範囲でやっておられます。

次に24ページの3、委託方式、委託方式は、地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、その普通地方公共団体の長等にこれを管理させるものです。これは先ほど御説

明しましたように、本来、市・町の事務を他の地方公共団体に委託をしてやっていただくというものです。

それで、次に資料25ページ、一部事務組合と事務委託方式の具体的比較ということで、今回、広域連合については、私ども2市と限られたエリアと1つの事務しかないということで、広域連合については省かせていただきました。一部事務組合方式かそれともこの事務委託方式かということで、具体的にどういう違いがあるのかということをご覧の方の表の方に載せております。

ここは後ほど皆さんよく読んでおいていただきたいと思います。今回、この一部事務組合方式を上げさせていただいたというのは、まずその表で、一部事務組合のずっと下のほうにメリットというところに書いておりますけれども、両市が同じ立場で組合運営に参加できるというところを考えております。

事務委託方式のデメリットのところにありますけれども、デメリットのところ、委託市の消防事務の責任は残るが管理権限がなくなるということで、消防事務をよその地方公共団体に委託してしまうと、その消防に関する管理権限がなくなります、委託した方は。本来、こういう姿は本当にいいのかということをご議論をいたしまして、やはり、同じ管理責任を持って同じ組合運営に当たったほうがいいのではないかとということで、今回この一部事務組合方式ということで御提案をさせていただきます。

また、一部事務組合のデメリットということで、これは構成団体が多いほど意思決定の迅速性に欠けがちになるとかいうのがありますが、今回うちは2つしかございません。宇部市と山陽小野田市、構成市が最少の2つです。それと、2つということは、組合管理者、副管理者にどちらかの首長さんが入ってくださるということで、こういう意思決定も迅速性が確保されるということも検討しまして、この一部事務組合の方式を御提案させていただきます。

次に、資料の26ページ、提案第2号広域化のスケジュールです。広域化の開始は平成24年4月1日とするということで御提案をさせていただきます。

まず、資料の27ページのほうをごらんください。国の示す広域化のスケジュールということで、国が示した広域化のスケジュールをざっと載せておりますけれども、この一番下のほうに平成24年度末、消防広域化の実現ということで、平成24年度末ということは、平成25年3月31日を末として消防の広域化を実現しようということで国はスケジュールを載せております。今回うちは平成24年4月1日ということで、約1年ほど早く広域化を実施しようするものです。

この広域化をなぜ1年早く実施をするのかということですが、これは、そのページのその資料の上に括弧書きとか四角に書いております。まず、広域化のメリットを早期に実現をする。これは検討委員会の報告書の7ページに広域化のメリットということで、特に初動態勢が強化される、現場活動要員が増強される、現場到着時間が短縮される、これらが市民にとって大変メリットになる、大きなメリットになる。こんなにメリットがあるのであれば、これを早期に実現をしましょうと。まずこれが1つです。

それと、国の財政支援措置の優先配分が望めるということで、次の資料の28ページ、29ページに国の、これは22年分ですけども、消防広域化支援対策ということで、今から広域化をす



るに当たって国からどういう財政的な支援が受けられるかというものを国が示した資料を載せております。これは当然広域化するとなるとこういう支援が受けられるのですが、なぜ1年早めるか、その28ページの5、その他のところに、消防の広域化を行う市町村の消防施設整備等の整備については、平成22年度の消防防災施設整備補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を特別に考慮して配分することとしています。今の段階まだ国の予算は通っておりませんが、23年も同様に措置される予定です。ということは、広域化を進めるとなると、この緊急消防援助隊の整備等も、これらの事業採択が優先していただけるというメリットがあるということが、ここの2番目に載せております広域の財政支援措置の優先配分、これらでもメリットが出てきます。

それと次に、消防救急無線のデジタル化において、消防広域化の早期実現が円滑な事業推進につながるということで、先ほど来から消防救急無線のデジタル化というのが出てきておりますけど、これは資料30ページに上げております。説明をざっと読んでいただきたいのは、まず背景に平成15年10月に電波関係の基準改正により、消防救急無線は、平成28年5月までに現在のアナログ方式からデジタル方式に移行するということで、今、消防救急無線はアナログを使っておりますけども、これがすべて28年の6月までにデジタル化に移行されます。ということは、無線をすべてやりかえなければいけないというので、これは当然、全国802消防本部が全てこのデジタルにやりかえなければなりません。

今現在、全国でこのデジタル無線をやる業者というのは4つしかありません。4業者で、全国802の消防本部でやると、これが時期が遅れば遅れるほど、この事業者の選択等が大変困難になり、また、限られた無線の周波数でありますので、無線の周波数の割り当てとか、その辺りでも支障を来す可能性がありますので、できるだけこれを早期に事業着手して円滑に事業を進めるためにも、早く広域化を実現をしたほうが良いというような3点を考慮しまして、1年ほど前倒しでやらせていただきたいということを御提案をさせていただきました。

次に、提案第3号消防本部の名称についてということで、消防本部の名称は宇部・山陽小野田消防局ということで御提案をさせていただいております。

資料の32ページをごらんください。まず、四角で囲んでおります消防本部の名称については、法的な制限はございません。特にこういう名称をつけなさいとか、そういうような法的な制限は全くありません。局というのはちょっと珍しいですけども、局という名称を使っているのが全国で802消防本部中67局があります。これは大きいところが多いのですけれども、管内人口が25万以下の局、宇部と山陽小野田にしますと24万ちょっとになりますが、25万以下で局という名称を使っているところも11局あります。県内では下関市さんが下関消防局という形で局という名称を使っております。

それで、説明の1番に2市で構成する組合消防本部の名称の例ということで上げておりますが、まず、2市でやられる場合、(1)で構成市を名称としたもの、例えば守口市門真市消防本部であるとか、枚方寝屋川消防本部など2市の名称をそのまま持ってきたもの。それと(2)代表市を名称としたもの。高崎市等広域消防局、これは高崎市と安中市というところが、代表市で高崎市等、それと宗像地区、宗像市と福津市ですが、これが宗像地区、このような代表市を名称とし

たもの。

それと地域の総称、旧郡ですね。これを名称としたもの。例えば備北地区消防組合、これは三次市と庄原市、あの辺を備北という総称があるということで備北。それと大川広域消防、これがさぬき市と東かがわ市、この大川というのが、旧郡名でそのあたりの郡を大川郡と言ったそうす。この郡名をとられたもの。それと（４）として県内の位置をあらわし名称としたもの。埼玉県西部広域とか、徳島中央広域連合であるとか、県内の位置的なものを名称にされたものがあります。

次の３３ページのほうに２市で構成する消防組合の名称をざっと列記をしております。このところで１番が２市の名前をそのまま上げたもの、２番が代表市を上げたもの、３番が地域の総称をあらわしたもの、４番が県内の位置をあらわしたもの、こういうようになっています。

次に、提案第４号ですけれども消防本部の位置ということで、消防本部の位置は現宇部市消防本部とすると、こういうことで御提案をさせていただいております。

これは３５ページの資料に示したとおり、今、現在消防本部の庁舎の概要をお示しております。庁舎については山陽小野田市の方が、１０年程度新しく、敷地も広いのですが、本部事務所の関係では、やはりどうしてもキャパシティーで、宇部市消防本部の方が本部事務所、通信指令室が、広いという結果になっております。

それと、次の３６ページの方に現在消防本部で受理しております申請、届け出の書類件数も上げております。宇部市で約５，０００件、山陽小野田市で約３，０００件が各消防本部の方へ申請等を出されております。

それと、コスト面も比較しまして、（３）番で消防本部の改修コストということで、まず、宇部市とした場合、通信指令室の改修であるとか、消防署の事務所の改修で約３，３００万円、山陽小野田市の方は現庁舎のキャパシティーが足りないということで、どうしても別棟で対応するしかなく、その別棟を建てるとなると約１億１，０００万円の経費がかかります。このようなことをトータル的に考えまして、現宇部市消防本部を本部とすることで御提案しております。

なお、山陽小野田市の消防本部の庁舎ですが、宇部市を消防本部した場合、事務所が空きますが、それについては市民や事業所等の研修施設として活用する。あと、各消防本部への届出などがありますが、これについては市民の住民サービスが低下をしないように、各署・所で受理できる体制に移管をしようということにしております。

次に、提案第５号署・所の配置位置ですけれども、署・所の配置位置については、現行のまま広域消防に引き継ぐ。とりあえずは現行のまま引き継ぐということで、次の３８ページに載せておりますが、宇部市が２消防署、３消防出張所、山陽小野田市が２消防署、１消防出張所ということで、８署・所になります。その次の３９ページに管内の配置の位置図を示しています。現在はこのような配置になっております。

それと、今この地図の中で円がかいてあります。この円は、署・所から時速４０キロで４．５分の範囲を示す半径約３キロの円です。

これについて若干御説明を申し上げます。消防力の整備指針で、一戸建ての専用住宅で火災が発生した場合、この１棟で被害を防ぎ、隣接への延焼を阻止するには、出動から放水開始までを６．５分という想定を立てております。出動から放水開始まで６．５分。それと、今までの統計で

は、現場到着から放水開始まで約2分かかります。ですから、実際走行できるのは4.5分ということ。ということで、管内の交通事情にもよりますけれども、一応4.5分、時速40キロということ想定しまして4.5分で3キロということで、この円は一応目安として半径3キロで描かせていただいております。

次に、40ページの提案第6号署・所の管轄区域。署所の管轄区域については、現行のまま広域消防に引き継ぐと、こういうことで御提案させていただきます。資料の41ページに現状の署・所の管轄区域、面積、管轄人口を示しております。それと2番目に、市境までの距離ということで、これは先ほどの地図に各番号でふっております。市境まで、どちらの署・所から、どのぐらいの距離があるよということで載せております。

この管轄区域は現行のまま引き継ぐこととしますが、第2回協議会の提案の中で通信指令システムの関係が出てきます。この通信指令システムの整備は、新しい消防になってから早期に着手するということにしております。その新しいシステムができるまでは、現行の通信指令体制をそのまま引き継いでやります。ですから、今までどおり宇部市の119は宇部で受けて宇部市の方に出勤指令を出す。山陽小野田も山陽小野田の119を受けて山陽小野田の方に出勤指令を出す。新しいシステムができるまではこの体制で運用するしかありませんので、この体制の間は管轄区域は見直さずに、この現行のままでいきます。

ただし、やはり先ほど地図見ておわかりのように、④番の市境に共和台という所があるんですけれども、これが宇部市からだとも3キロ、山陽小野田からだとも6キロほどあります。このように、宇部市のほうから行った方が近いということも多くあります。その辺は、今後、できるだけ近いところが出られるような体制を構築して、やはり広域になるんですから、そういうメリットを十分市民に生かせるような形、例えば同時出勤させるなり、何らかの形をとって検討していきたい。また具体的にどう検討するかは、今後の会議の中でお示しできると思います。

次に提案第7号、43ページでありますけれども、署・所の名称。これは消防本部ではなく署・所の名称です。これについては、山陽小野田市の標記に統一しましょうということで、現行の宇部市中央消防署とか宇部市西消防署、これから市をとるということで宇部市中央消防署は宇部西消防署に、出張所も今、宇部市中央消防署東部消防出張所と言っておりますが、これから消防を取り宇部中央消防署東部出張所、宇部市西消防署北部消防出張所を宇部西消防署北部出張所、宇部市西消防署楠消防出張所を宇部西消防署楠出張所という形で、御提案をさせていただきます。

次に、提案第8号消防署員の勤務形態であります。消防署員の勤務形態については、現行のまま2部体制とするということで、御提案させていただきます。45ページの方に資料を載せていますが、たまたま宇部市、山陽小野田市の勤務時間それと勤務体制が2部制ということで、1部が8時40分から次の朝の8時40分それを交代していくという全く同じ体制ですので、これを新しい消防署でも現行のままの体制を継続して行きたいと思っております。

ざっと簡単に御説明させていただきましたが、提案の1号から8号までの説明を終わらせていただきます。

○久保田会長 大変多岐にわたる提案事項でございますが、これらが次回の協議事項になりますが、ここで御質問等もお受けいたしますので、今御説明の中で気づき等含めましてなどで結構でござ

いますので、御質問がございましたらお願いいたします。協議は次回ということとなっておりますが、御質問をどうぞ。重枝委員。

○**重枝委員** それでは、提案5号にありました署・所の配置についてなんですが、もちろん今お話がありましたように次回のときで結構なんですが、検討委員会の中でも、この配置については現行を引き継ぐという決定事項であります。それで、次回の判断の中の一つにしたいんですが、現時点で公表できる範囲で結構ですが、これらの署・所について改築計画等があればその内容についてお示しを、できれば事前に、次回の協議会の前にいただきたいんですが、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○**久保田会長** 事務局答弁ありますか。どうぞ。

○**杉野事務局長** 宇部市消防本部の管轄内について御説明申し上げます。

現在の宇部市消防本部につきましては、現在検討されておるのは楠消防出張所の建てかえが予定されております。これにつきましては、いろんな新市建設計画で、合併特例債が期限になります平成26年までに建てかえるということを検討しております。その他の分については今のところ特に計画はしておりません。宇部市は以上でございます。

○**山下事務局長補佐** それでは、山陽小野田市の管内の消防署・所の建てかえ等について御説明させていただきます。

現在、山陽消防署につきまして建てかえの計画をいたしております。本市におきましては、石油備蓄交付金における補助金がございますので、その辺の補助金を使って建設したいということで、一応、計画といたしましては24年度というふうなことを今上げております。ただ、場所についてまだきちんと決定をいたしておりませんので、今現在、検討中ということでございます。

以上でございます。

○**久保田会長** ほかに何か御質問ございますか。吉永委員。

○**吉永委員** 吉永でございます。1点確認しておきたいんですけども、提案第3号であります、宇部・山陽小野田消防局ということで、ほとんどのところが消防組合という名前がされておられると思うんですが、局を選ばれた御理由が何かあれば教えてください。

○**久保田会長** 事務局お願いします。

○**杉野事務局長** 杉野でございます。先ほどこちらの提案のところの説明がありましたけども、宇部・山陽小野田消防組合あるいは消防局ということで、いずれでも構わないわけですが、これは例えば、一部事務組合になったときには、組合名称は、例えば宇部・山陽小野田消防一部事務組合とか、こういうふうな名称がつくわけですが、本部の名称につきましては、宇部・山陽小野田消防局あるいは宇部・山陽小野田消防本部ということになるわけですが、消防局というのはある程度大きなイメージも出てきますし、職員のモチベーションも上がりますし、ある程度はやっぱり25万という山口県における位置を占めるわけですから、そういう中でそれにふさわしい、新しく出発するという意味合いで消防局とさせていただきたいというような位置づけで考えております。

以上でございます。

○**久保田会長** よろしゅうございますか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 よろしゅうございますか。それでは、提案事項につきましては以上で終わらせていただきます。これらが次回の協議事項となりますので、どうぞ皆様またそれなりにいろいろ資料のほうも御検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次に議事の5、その他、第2回の協議会日程に進みます。

事務局から日程について説明をお願いします。

○杉野事務局長 それでは、次回の日程でございますが、次第に出しておりますように平成23年3月29日火曜日、9時半から山陽小野田市消防本部を予定しております。

以上でございます。

○久保田会長 今提案がございましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは次回の会議は3月29日火曜日、午前9時半から山陽小野田市の消防本部において開催をいたします。皆様方お忙しいと思いますが、引き続いての御出席また御討議よろしくお願ひいたします。

ほかに委員の皆様から何か御質問等がございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ないようですので、以上をもちましてすべての議事が終了となりました。第1回目の協議会はこれをもちまして閉会にさせていただきたいと思ひます。大変長時、多岐にわたる御議論をいただきましてまことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時30分閉会